AIRSOFT97 製品保証利用規約

有限会社 SPARK(以下弊社)は、弊社が運営する通販サイト AIRSOFT97 通販(以下弊社通販)、ならびに AIRSOFT97 各店舗(以下弊社各店)にて提供する商品購入、売買、及びこれらに関するサービスにおける保証、初期 不良対応(以下本サービス)について以下の通り AIRSOFT97 製品保証利用規約(以下本規約)を定めます。 また、製品の使用前に必ず本規約、及び別紙の「ご使用上の注意」に目を通し、適切な取り扱いを行ってください。

第1条 用語等の定義

本規約中で使用している用語や概念は便宜上簡略している場合があります。その中でも定義付けが必要なものに関しては次の通り定めます。

- 第1項 利用者とは、弊社の提供する本サービスを利用する、または利用したユーザーを指します。
- **第2項** 弊社の提供するカスタム、調整、修理サービス(以下弊社カスタム)とは、弊社で販売するエアソフトガン、ならびに利用者様が持ち込まれたエアソフトガンに対して施工するサービス商品を指します。 なお、それらに該当する場合においても、特別な事由により例外とする場合があります。
- **第3項** カスタムモデル無償修理保証とは、弊社カスタムを施工したエアソフトガン(以下弊社カスタム品)に対して弊社独自のサービスとして付加するもので、弊社の定める条件を満たす場合にのみ適用されます。
 - 弊社カスタムが施工されていないエアソフトガンに関する保証や、初期不良が疑われる状態に関する対応については後述の項目(第3条第1項、及び第3条第2項)を参照ください。
- **第4項** 保証切れカスタムモデル有償修理(以下保証切れ有償修理)とは、弊社カスタムを施工したエアソフトガンに対して弊社独自のサービスとして付加するもので、弊社の定める条件を満たす場合にのみ適用されます。
 - 弊社カスタムが施工されていないエアソフトガンに関する保証や、初期不良が疑われる状態に関する対応については後述の項目を参照ください。
- 第5項 保証とは、カスタムモデル無償修理保証、ならびに保証切れ有償修理の双方を指します。
- **第6項** 保証書とは、弊社カスタムを施工したエアソフトガンに付属する書類を指します。なお、保証書自体のレイアウトや書式は、施工時期や施工内容によって異なります。
- 第7項 不具合等とは、利用者様の環境で弊社の定める性能や機能を満たしていない状態を指します。本規約中において、実際には不具合とならない場合や、弊社環境で再現が出来ず客観的に不具合と確認できない場合も、便宜上不具合等と記載します。
- 第8項 初期不良とは、弊社の定める期間内において、不具合等が発生している状態を指します。なお、弊社カスタムが施されたエアソフトガンに発生した初期不良への対応(以下弊社カスタムモデル初期不良対応)と、それ以外の弊社販売製品(原則、現物として存在する製品、商品のすべて)に発生した初期不良への対応(以下弊社販売製品初期不良)は明確に区分し、それぞれの規約を定めます。
- 第9項 カスタムモデル無償修理保証期間(以下保証期間)とは、後述の条件(第3条第1項、及び第3条第 2項)を満たした上で、カスタムモデル無償修理保証を受けることが出来る期間を指します。
- 第10項 弊社カスタムの区分は原則として、施工するエアソフトガン本体を弊社にて新規にご購入いただいたく場合(以下新規カスタム)と、施工するエアソフトガン本体を利用者様がお持込された場合(以下 持込カスタム)、弊社カスタム品を改めてカスタム、修理、点検整備を行う場合(以下メンテナンス)の

第2条 本規約の適用

第1項 本規約に基づく保証を利用する場合、利用者様は本規約の条件を満たす必要があります。

第2項 本規約は AIRSOFT97 通販利用規約、同会員規約、AIRSOFT97 アキバ店通販利用規約、同会員規約の一部を構成するものとし、また弊社が認める方法より周知する規約、規定、ルール、ガイドライン、注意事項、追加規約、並びにそれらに準拠するもの(以下その他規約等)は本規約の一部を構成するものとします。

第3項 弊社は必要に応じて本規約、弊社通販や、弊社各店が周知掲載する情報等について、追加、変更、掲載の停止、削除をする場合があります。追加、変更、掲載の停止、削除やそれに準ずる行為が原因で、利用者様、及び第三者に生じるいかなる不利益、損害についても、弊社は一切の責任を負いません。

第3条 カスタムモデル無償修理保証について

第1項 (カスタムモデル無償修理保証の適用条件の一例)

弊社は、別途指定がない場合を除き、原則として次の事項にすべて該当する場合は、カスタムモデル無 償修理保証を適用します。

- ① 保証書、および保証書記載の注文番号を弊社が確認できる状態であること。
- ② 別紙保証書にて定めるカスタムモデル無償修理保証期間内に弊社へ連絡を行うこと。
- ③ BB 弾が発射されない、セレクター機構が正常に機能しないなど、作動に関する内部パーツの破損 等による不具合等が発生していること。
- 4 弊社以外で分解、部品交換等が行われていないこと。
- ⑤ 弊社が指定(別紙保証書記載)している定格内のバッテリーを使用していること。
- ⑥ 劣化していない G&G 製、東京マルイ製 BB 弾を使用していること。
- ⑦ 弊社カスタム施工時に確認を行ったマガジンを使用していること。
- ⑧ 別紙「ご使用上の注意」の内容に沿った適切な使用方法をしていること。
- ⑨ 事前に弊社にご連絡いただき、問診への回答を行ったうえで弊社の了承を得ていること。 (店頭持込依頼の場合は除く)

第2項 (カスタムモデル無償修理保証の適用外となる場合)

原則として、次の事項に1つでも該当する場合は、カスタムモデル無償修理保証の適用外となる場合が あります。

- ① 弊計が定める免責事項(後述第7条)に該当する場合。
- ② 意図的に不具合等を発生させたことが明らかな場合。
- ③ 保証書の偽造、改ざんが疑われる場合。
- 4 利用者様の故意、過失が原因による不具合等の場合。
- ⑤ 弊社指定バッテリー定格より極端に低い性能(著しい劣化等も含む)のものを使用した場合。
- ⑥ 電子トリガー、FET、SBD が搭載されていない機種において、スイッチ焼けが原因による不具合等の場合。
- ⑦ ブローバック機構、外装パーツのガタツキ、色味、色ムラ、小傷等の BB 弾の射撃機構に直接関係

ない部位の不具合等の場合。

- ② 予期せぬ仕様変更等の理由による本体パーツや付属品構成変更に関する場合。
- ⑨ 弊社環境において、十分な検証を行っても不具合等が確認出来ない場合。
- ⑩ 弊社の想定しない環境(極端な寒冷、高温多湿、雨天等)での使用に起因する不具合等の場合。
- 弊社カスタム施工時に取り付けや、干渉しないことを確認していないマズルアタッチメント(サプレッサー、トレーサー等)が装着されたことに起因する不具合等の場合。
- ② 弊社が対応を明言していないマガジンや小物類(外装パーツ等)に起因する不具合等の場合。
- ③ 弊社カスタムにおいて分解等を行わない部位、部品の不具合等の場合。
- ④ その他、上記第3条第1項に当てはまらない場合や、弊社が適用外と判断をした場合。

第3項 (カスタムモデル無償修理保証の期間)

原則として、カスタムモデル無償修理保証を受けることができる期間は別紙保証書に記載されている期間とし、期限までに修理依頼を申し込む必要があります。

ただし、メンテナンスを実施した弊社カスタム品については、メンテナンス時に交換したパーツに限り、 その期間を1ヵ月延長するものとします。

第4項 (カスタムモデル無償修理保証に関する対応)

原則として、カスタムモデル無償修理保証に関する対応については次の通りとなります。

- ① 優先して施工を行います。
- ② 弊社工房への直送の場合は、往路分の送料が利用者様の負担となります。
- ③ 不具合等の改善に必要な部品代、及び工賃は弊社の負担となります。
- ④ 直送での返送を希望される場合は、復路分送料を弊社が負担します。
- ⑤ 弊社工房以外の弊社拠点への直送、ならびに弊社工房への着払いをされた場合、往路分の送料を請求いたします。

第4条 保証切れ有償修理について

第1項 (保証切れ有償修理の条件の一例)

弊社は、別途指定がない場合を除き、原則として次の事項にすべて該当する場合は、保証切れ有償修理の対象とします。

- ① 保証書、および保証書記載の注文番号を弊社が確認できる状態であること。
- ② 弊社カスタムモデル初期不良、カスタムモデル無償修理保証に該当しないこと。
- ③ 事前に弊社にご連絡いただき、問診への回答を行ったうえで弊社の了承を得ていること。 (店頭持込依頼の場合は除く)

第2項 (保証切れ有償修理の対象外となる場合)

原則として、次の事項に該当する場合は、たとえ保証切れ有償修理適用の条件を満たしていても対象外となる場合があります。

- ① 弊計が定める免責事項(後述第7条)に該当する場合。
- ② 保証書が偽造、改ざんされたものと疑われる場合。
- ③ ブローバック機構、外装パーツのガタツキ、色味、色ムラ、小傷等の BB 弾の射撃機構に直接関係

ない部位の不具合等の場合。

- ④ 予期せぬ仕様変更等の理由による本体パーツや付属品構成変更に関する場合。
- **⑤** 弊社が対応を明言していないマガジンや小物類に起因する不具合等の場合。
- **⑥** その他、上記第4条第1項に当てはまらない場合や、弊社が適用外と判断をした場合。

第3項 (保証切れ有償修理に関する対応)

原則として、保証切れ有償修理に関する対応については次の通りとなります。

- ① 優先して施工を行います。
- ② 製品の輸送に宅配便をご利用される場合、往復分の送料は利用者様の負担となります。
- ③ 基本工賃、不具合等の改善や原状回復に必要な部品代、及び追加工賃は、利用者様の負担となります。
- ④ 保証切れ有償修理を行ったエアソフトガンには、弊社が定めるカスタムモデル無償修理保証期間が付与されます。

第5条 弊計カスタムモデル初期不良対応

第1項 (弊社カスタムモデル初期不良対応の条件一例)

弊社は、別途指定がない場合を除き、原則として次の事項にすべて該当する場合は、弊社カスタムモデル初期不良対応の対象とします。

- ① 対応を希望する製品の有効な保証書を弊社が確認できること。
- ② 製品の受領後7日以内にご連絡があった不具合等であること。
- ③ BB 弾が発射されない、セレクター機構が正常に機能しないなど、作動に関する内部パーツの破損等による明確な不具合等が発生していること。
- 4 弊計以外で分解、部品交換等が行われていないこと。
- ⑤ 弊社が指定(別紙保証書記載)している定格内のバッテリーを使用していること。
- ⑥ 劣化していない G&G 製、東京マルイ製 BB 弾を使用していること。
- ⑦ 弊社カスタム施工時に確認を行ったマガジンを使用していること。
- ⑧ 別紙「ご使用上の注意」の内容に沿った適切な使用方法をしていること。
- ⑨ 事前に弊社にご連絡いただき、問診への回答を行ったうえで弊社の了承を得ていること。 (店頭持込依頼の場合は除く)

第2項 (弊計カスタムモデル初期不良対応の対象外となる場合)

原則として、 次の事項に該当する場合は、弊社カスタムモデル初期不良対応の対象外となる場合があります。

- ① 弊社が定める免責事項(後述)に該当する場合。
- ② 受注後に上記初期不良対応の条件に反していることが判明した場合。
- ③ 保証書の偽造、改ざんが疑われる場合。
- ④ 利用者様の故意、過失が原因による不具合等の場合。
- (5) 弊社指定バッテリー定格より極端に低い性能(著しい劣化等も含む)のものを使用した場合。
- ⑥ 電子トリガー、FET、SBD が搭載されていない機種において、スイッチ焼けが原因による不具合等の場合。
- ⑦ ブローバック機構、外装パーツのガタツキ、色味、色ムラ、小傷等の BB 弾の射撃機構に直接関係

ない部位の不具合等の場合。

- ② 予期せぬ仕様変更等の理由による本体パーツや付属品構成変更に関する場合。
- ⑨ 弊社環境において、十分な検証を行っても不具合等が確認出来ない場合。
- ⑩ 弊社の想定しない環境(極端な寒冷、高温多湿、雨天等)での使用に起因する不具合等の場合。
- ① 弊社カスタム施工時に取り付けや、干渉しないことを、確認していないマズルアタッチメント(サプレッサー、トレーサー等)が装着されたことに起因する不具合等の場合。
- ② 弊社が対応を明言していないマガジンや小物類(外装パーツ等)に起因する不具合等の場合。
- ③ 弊社カスタムにおいて分解等を行わない部位、部品の不具合等の場合。
- ④ その他、上記第5条第1項に当てはまらない場合や、弊社が適用外と判断をした場合。

第3項 (弊計カスタムモデル初期不良の対応)

原則として、弊社カスタムモデル初期不良の対応については次の通りとなります。

- ① 施工順は最優先施工となります。
- ② 持込カスタムの場合、施工時に外見上破損等がなく、弊社が使用可能と判断した部品は、施工時点での劣化が不明なため、当該部品が破損した場合の部品代は利用者様の負担となります。その場合、工賃は弊社の負担となります。
- ③ 不具合等の改善に必要な部品代、及び工賃は弊社の負担となります。
- ④ 製品の輸送に宅配便をご利用される場合、往復分の送料は利用者様の負担となります。
- **⑤** 原則としてカスタムモデル無償修理保証の期間の開始日を対応後に再設定するものとします。
- **⑥** 宅配便等で直送を希望される場合、弊社の指定する運送業者、ならびに運送方法をご利用ください。
- ⑦ 指定外の運送業者で着払いでの直送や、弊社工房以外への直送等の弊社が事前に指定していない方法で送付いただいた場合の費用は利用者様負担となります。

第4項(弊社カスタムモデル初期不良対応の期間)

原則として、弊社カスタムモデル初期不良対応の期間はその製品を受領後7日以内となります。

第6条 弊社販売製品初期不良対応

第1項 (弊社販売製品初期不良対応の条件)

弊社販売製品初期不良対応の条件に付きましては、別途指定がない場合を除き、原則として次の事項を すべて満たす場合となります。

- ① 当該製品を弊社で購入されたことが明らかな客観的証拠が保証書、レシート等で証明できること。
- ② 弊社以外の事業者(メーカー、代理店等)が当該製品の保証対応をしていないこと。
- ③ 製品の受領後7日以内にご連絡があった不具合等であること。
- ④ 外装に重大な破損や欠損等が発生していると弊社が判断したものであること。
- **⑤** 原状であり、なおかつ弊社以外で分解、部品交換等が行われていないこと。
- ⑤ 事前に弊社にご連絡いただき、問診への回答を行ったうえで弊社の了承を得ていること。 (店頭持込依頼の場合は除く)

第2項 (弊社販売製品初期不良対応の対象外となる場合)

原則として、次の事項に該当する場合は、弊社販売製品初期不良対応の対象外となる場合があります。

- ① 弊計が定める免責事項(後述第7条)に該当する場合。
- ② 購入時に同意された製品の状態、使用方法、条件等に反している場合。
- ③ 意図的に不具合等を発生させたことが明らかな場合。
- ④ 利用者様の故意、過失が原因による不具合等の場合。
- **⑤** 予期せぬ仕様変更等の理由によるパーツや付属品構成変更に関する場合。
- **⑥** 弊社環境において、十分な検証を行っても不具合等が確認出来ない場合。
- ⑦ 弊社の想定しない環境(極端な寒冷、高温多湿、雨天等)での使用に起因する不具合等の場合。
- **⑧** 弊社が対応を明言していないマガジンや小物類(外装パーツ等)に起因する不具合等の場合。
- ⑨ その他弊社が対象外と判断をした場合。

第3項 (弊社販売製品初期不良対応の期間)

原則として、弊社販売製品初期不良対応の期間はその製品を受領後7日以内となります。

第4項 (弊社販売製品初期不良対応の内容)

原則として、弊社販売製品初期不良対応の内容は次の通りとなります。

- ① 基本的に同品との交換対応となります。ただし、何らかの事由により同品の用意が難しい場合は、 現金による返金、ポイント還元、クレジットカード決済取り消し等の方法にて対応します。なお、 方法の決定は利用者様と弊社での協議の上で取り決めるものとします。
- ② 弊社以外の事業者(メーカー、代理店等)が初期不良対応を行う製品について、当該事業者の指示 や規定に基づき弊社が関与できない場合、または、利用者様が当該事業者に直接初期不良対応を依 頼することが可能である場合を除き、弊社が初期不良対応を当該事業者へ依頼します。
- ③ 指定外の運送業者で着払いでの直送や、弊社工房以外への直送等の弊社が事前に指定していない方法で送付いただいた場合の費用は利用者様負担となります。

第7条 免責事項

第1項 (製品特有の免責事項)

弊社で販売している製品のうち(一部製品を除く)、弊社カスタムを行っていない製品は原則としてエンドユーザーの手による小加工、整備や、調整を前提としています。つきましては、次の事項に当てはまる場合は、不具合等、または初期不良とはみなさず、免責とします。

- ① 事前に弊社が免責であるとした場合。
- ② 本来の用途、使用方法を逸脱している場合。
- ③ 弊社カスタムを行わないエアソフトガンのBB弾発射機構やそれに関する機能の問題の場合。
- ④ 破損や、欠損であることが認められないと、弊社が判断した場合。
- (5) 製品個体同士の個体差や相性により発生する問題の場合。
- **⑥** 製品仕様の一環であり、小加工や微調整等で解消できると弊社が判断した場合。
- ⑦ 利用者様、および弊社以外の第三者の手による故意、過失等の場合。
- (8) 弊計が関与しない取引、連絡、紛争等が関連する場合。
- ⑨ 弊社以外の事業者(メーカー、代理店等)が当該製品の保証対応をしている場合。

第2項 (弊社カスタム品の保証、初期不良等に関する免責事項)

弊社カスタム品の保証、初期不良等に関し、次のような場合は免責とします。

- ① 本来の用途、使用方法を逸脱している場合。
- ② 持込カスタムにおいて、弊社が定める基準を満たすために取り外した内部部品等のうち、破損や劣化等の理由により、再利用に適さないと弊社が判断したため、処分された部品に関する場合。 (原則として再利用に適すると弊社が判断したものは返却します)
- ③ 弊社カスタム施工時につく工具痕や、メーカー出荷段階からついている傷、軽微な錆等の場合。ただし、弊社での作業時の過失が認められると判断される場合は除く。
- ④ 利用者様、および弊社以外の第三者の手による故意、過失等の場合。
- ⑤ 弊社が関与しない取引、連絡、紛争等が関連する場合。
- **⑥** 弊社の正式な見解ではない情報等による損害の場合。
- ⑦ 天災地変や倒産などの致し方ない事由により、弊社が対応できないと判断した場合。
- **⑧** その他、弊社が免責であると判断した場合。

第3項 (その他免責事項)

その他、本規約に関し、次のような場合は免責とします。

- ① 本サービス、弊社通販、または弊社店舗に関連して、利用者様と他の利用者様、または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等に関する場合。
- ② 弊社の正式な見解ではない情報等による損害の場合。
- ③ 天災地変や倒産などの致し方ない事由により、弊社が対応できないと判断した場合。
- ④ その他、弊社が免責であると判断した場合。

第8条 その他

第1項 (通知または連絡)

利用者様と弊社との通知または連絡は、弊社の定める方法(電子メール等)によって行うものとします。弊社は、利用者様から、弊社が定める方法(電子メール等)に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に利用者様へ通達したものとみなします。

第2項 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項、またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能 と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の 残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第3項 (準拠法・裁判管轄)

- ① 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
- ② 本サービスに関して紛争が生じた場合には、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

第4項 (協議解決)

本規約、ならびに関連するその他規約等に定めない事項に関しては、利用者様と弊社において協議の上で解決するものとします。ただし、弊社が必要であると判断した場合は、関係する第三者、ならびに弁護士を含めた協議の上で解決するものします。